



熊本県公報

号外 第46号
令和4年(2022年)
10月12日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例	(人事課) 4
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課) 27
○熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例	(健康福祉政策課) 28
○熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	(子ども未来課) 28
○熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	(障がい者支援課) 28
○熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	() 28
○熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	() 28
○熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例	(観光交流政策課) 29
○持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例	(管理調達課) 32

本号で公布された条例のあらまし

◇地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例

- 1 熊本県職員等の定年等に関する条例の一部改正【第1条】
 - (1) 職員の定年を年齢65年とすることとした。(第3条関係)
 - (2) 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制を導入することとした。(第6条-第11条関係)
 - (3) 定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制を導入することとした。(第12条、第13条関係)
 - (4) 熊本県職員等の定年等に関する条例の施行に関し必要な事項の決定方法について定めることとした。(第14条関係)
 - (5) 令和13年3月31日までの経過措置として、2年に1歳ずつ段階的に定年年齢を引上げることとした。(附則第7項-附則第9項関係)
 - (6) 定年の引上げに伴う所要の経過措置を定めることとした。(附則第10項、附則第11項関係)
 - (7) その他規定の整理を行うこととした。(第1条、第4条関係)
- 2 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正【第2条】
 - (1) 定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、給料月額等の規定を整備することとした。(第5条、第10条、第13条、第15条の5-第15条の7、第15条の8の2、別表第1-別表第4関係)
 - (2) 定年の引上げ後、当分の間、60歳を超える職員の給料月額を、60歳の7割水準に設定することとした。(附則第12項、附則第13項関係)
 - (3) (2)の措置に伴う所要の経過措置を定めることとした。(附則第14項-附則第21項関係)
- 3 熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正【第5条】
 - (1) 国家公務員における取扱いを踏まえ、常勤職員とみなす非常勤職員の要件を緩和することとした。(第2条関係)
 - (2) 定年の引上げに伴い、一定の年齢に達した場合の退職手当の基本額に係る特例を定めることとした。(第5条の2関係)
 - (3) 警察法の規定による特定任命により職員等となった後に退職した者に関する規定を整備することとした。(第5条の3の2関係)
 - (4) 国家公務員における取扱いを踏まえ、失業者の退職手当に関する規定を見直すこととした。(第10条、附則第38項関係)
 - (5) 定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、退職手当の支給制限等の規定を

- 整備することとした。(第14条、第15条、第17条関係)
- (6) 60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、定年を理由とする退職と同様に退職手当を算定することとした。(附則第29項-附則第31項関係)
- (7) 定年の引上げに伴う所要の経過措置を定めることとした。(附則第40項-附則第47項関係)
- (8) その他規定の整理を行うこととした。(第2条、第2条の3、第2条の4、第4条、第5条、第5条の3、第5条の4、第5条の5、第6条の2-第6条の5、第20条、附則第1項、附則第34項関係)
- 4 地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の規定の整備
- (1) 熊本県職員の分限に関する条例(第2条、第3条、附則第1項-附則第3項関係)【第3条】
- (2) 熊本県職員の懲戒に関する条例(第4条関係)【第4条】
- (3) 熊本県立学校職員の給与に関する条例(第3条、第6条、第6条の2、第11条、第16条、第17条、第17条の2、第18条、附則第9項、附則第14項-附則第21項、別表第1関係)【第6条】
- (4) 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(第3条、第6条、第6条の2、第16条の2、附則第8項-附則第15項、別表第1関係)【第7条】
- (5) 熊本県警察職員の懲戒に関する条例(第4条関係)【第8条】
- (6) 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(第3条関係)【第9条】
- (7) 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(第25条の20、附則第5項関係)【第10条】
- (8) 熊本県報酬及び費用弁償条例(第1条関係)【第11条】
- (9) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(第2条、第16条関係)【第12条】
- (10) 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例(附則第5項、附則第7項関係)【第13条】
- (11) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(第2条、第19条の3、附則第6項関係)【第14条】
- (12) 熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例(第1条関係)【第15条】
- (13) 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(第2条、附則第1項-附則第3項関係)【第16条】
- (14) 熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例(附則第5項-第8項、第14項関係)【第17条】
- (15) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例(第2条、第6条関係)【第18条】
- (16) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例(第2条、第9条、第10条、第15条-第17条、第23条、第25条、第26条、第28条、第29条関係)【第19条】
- (17) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(第2条-第4条、第12条関係)【第20条】
- (18) 公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例(第2条、第7条、第11条、第17条関係)【第21条】
- (19) 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第8条、第9条関係)【第22条】
- (20) 熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(第3条関係)【第23条】
- (21) 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例(附則第2条、附則第4条関係)【第24条】
- (22) 熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例(第11条関係)【第25条】
- (23) 熊本県職員等の修学部分休業に関する条例(第3条関係)【第26条】
- (24) 熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例(第2条、第3条関係)【第27条】
- (25) 熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例(第4条関係)【第28条】
- (26) 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(第2条、第28条、附則第4項関係)【第29条】
- (27) 熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例(第11条関係)【第30条】
- (28) 熊本県職員等の退職管理に関する条例(第1条関係)【第31条】
- (29) 熊本県職員等の再任用に関する条例の廃止【第32条】
- 5 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、3(1)、(4)及び(8)、4(10)並びに6の一部は、公布の日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第2条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例

1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正により、劇場等の客席が建築物特定施設に含まれることとなったことに伴い、建築物特定施設以外の施設である整備施設から客席を削除することとした。（第2条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第85条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第6条、第7条、第73条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 指定障害者支援施設の人員及び設備に関する基準の特例期限を令和6年3月31日まで延長することとした。（附則第2項関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 指定福祉型障害児入所施設の人員及び設備に関する基準の特例期限を令和6年3月31日まで延長することとした。（附則第2項関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例

1 熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設の設置及びその管理について、必要な事項を定めることとした。

(1) 平成28年熊本地震による災害から得られた教訓等を伝承し、県民及び来訪者の防災意識の醸成を図るとともに、熊本の魅力の発信並びに県民及び来訪者の交流の促進を図るため、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設（以下「中核拠点施設」という。）を設置し、中核拠点施設に体験・展示施設を置くこととした。（第1条関係）

(2) 中核拠点施設は、阿蘇郡南阿蘇村に置くこととした。（第2条関係）

(3) 中核拠点施設の業務を定めることとした。（第3条関係）

(4) 中核拠点施設の休館日及び開館時間を定めることとした。（第4条、第5条関係）

(5) 体験・展示施設の観覧料について定めることとした。（第6条関係）

(6) 中核拠点施設の入場の制限等について定めることとした。（第7条関係）

(7) 芝生広場の使用の許可、使用の許可の基準及び使用の許可の取消し等について定めることとした。（第8条—第10条関係）

(8) 芝生広場の使用料について定めることとした。（第11条関係）

(9) 体験・展示施設の観覧料等の減免について定めることとした。（第12条関係）

(10) 中核拠点施設の指定管理に関し、必要な事項を定めることとした。（第13条—第16条関係）

(11) 中核拠点施設の施設又は設備を毀損等した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならないこととした。（第17条関係）

(12) (1)から(11)までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。（第18条関係）

2 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

◇持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例

1 条例の目的について定めることとした。（第1条関係）

2 用語の定義について定めることとした。（第2条関係）

3 基本理念について定めることとした。（第3条関係）

4 県の責務について定めることとした。（第4条関係）

5 事業者等の責務について定めることとした。（第5条関係）

- 6 県及び事業者等との協力について定めることとした。(第6条関係)
7 取組方針について定めることとした。(第7条関係)
8 学識経験者等への意見聴取について定めることとした。(第8条関係)
9 指定管理者制度における扱いについて定めることとした。(第9条関係)
10 雑則について定めることとした。(第10条関係)
11 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
12 所要の準備行為を定めることとした。

条 例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第31号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例
(熊本県職員等の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県職員等の定年等に関する条例(昭和59年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則(第1条)
第2章 定年制度(第2条―第5条)
第3章 管理監督職務上限年齢制(第6条―第11条)
第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)
第5章 雑則(第14条)
附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7並びに警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第2項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条各項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。))を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職務上限年齢制

(管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)第4条第1項第4

号アに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第7条の2第1項、熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)第8条の2第1項、熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)第4条及び熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年熊本県条例第11号)第5条に規定する管理職手当を支給される職員の職

(2) 警察法第62条に規定する警視又は警部の階級にある熊本県警察の警察官(前号に掲げる職を除く。)

(3) 前2号に掲げる職との権衡上必要があると認められる職として人事委員会規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合に、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「熊本県警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官(以下単に「特定地方警務官」という。))」に對し、同法第56条の4第1項の規定による任命(以下「特定任命」という。))」と、同項各号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第1号中「降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。))」とあるのは「特定任命」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第2号中「降任等」とあるのは「降任等」と、同項第3号中「他の職への降任等」とあるのは「降任等」と、同項第4号中「降任等」とあるのは「降任等」と、同項第5号中「降任等」とあるのは「降任等」と読み替えるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があるとき、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの期間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内の定期退職日がある職員にあっては、当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。)

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動

あ問る。他理の下監能に満生とを員る。延す長（を会期
が期き係。管他以理行職に在る年職す。り定延間職員い
日のでに。きのの。管遂督数職め1る属。よ規に期督委な
職でが職。除数そう。定務監の督認ていがる。にに更動監事な
退まど督。を複成い。特職理職監として職き定項を異理人超
年日こ監。合る構を該標準管督理の算め督で規前間り管、を
定職る理。場す別職當標該監管ず起占監がのて期よたは年
に退す管。る似齡督、る當理該生らを理とらい動にれき1
内年長る。き類年監て係（管當がが職管これつ異定さとして
間定延めい。でに理いに員該り害日督該るこに該規長るし
期らに占なが互な管つ職職當よ障翌監當す（員當の延め算。
該か更がきと相きるになるがになの理を任間職た項が認起る。
（翌間職がる容が定職標準らの任重未該職は動めさこ）。とらき
内の期該とす内とでる標め）降にの當該く異占長はむあ日が
間日動當こ長のこ則めの認）。の行間き當しりを延く含き翌と
期末異、る延務る規占階とくへ逐期続は若よ職りしを続のこ
いの該はえを職す会を段る除職の動き又、に督よ若間き日る
な間當日超間（充員職のすをの務異引、し定監に項期引未す
え期た末を期群補委督上有員他業る、せ任規理定前たがの長
超動れの年動職に事監制を職のず係しさ降の管規はれ由間延
を異き間3異督易人理職性た員きに長をに項たの又き事期に
1年該長期てり監督する適し職で職延務職2れ項、長る動更
1當延動しよ理をしするすの達該が督を勤督第さ2）延す異を
てたで異算に管員とす属てに當と監間ま監は長第。り定該間
しれ）該起定定久職属のい齡、こ理期ま理く延（くよ規当期
算さ。當ら規特の督に職つ年める管動た管しがき除ににた動
起長じるかのきら監）督に限たする異め若）とを定項れ異
ら延同れ日項べれ理。監職上る充め該占他項。るき規前さ該
か、てさ翌1すこ管じ理督務あ補占當をの1むめとのて長當
日はい長の第を、る同管監勤がにがで職群第含認る項い延た
翌てお延日、等てあて理職情易員内督職、をときのつ、れ
ののにに末は任ががす管督事容職間監督は問るでこにてさ
日あ項更の者降あ情お属該監のを該期理監者期あがは員得長
末に4、間権ので事にに當理等員當い管理権たがと又職を延
の員第し期命へ職の項群び管い欠、な該管命れ由こ項る認で
間職。だ動任職督別の職及るなるはえ當定任さ事る3め承内
期る内た異。の監特こ督力係たずき超に特。長るす前占の間

第10条 任用命令は、前条各項の規定による異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定による場合は、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第1条 異動期間を延長した場合において、当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職の降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

[illegible][illegible]

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第 5 章 雜則

第 14 条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の5項を加える。

7 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

8 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における地方公務員法の一部
を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年龍本県条例第

3 1 号。以下この項から附則第 1 0 項までにおいて「令和 4 年改正条例」という。）
第 1 条の規定による改正前の第 3 条第 1 号に掲げる職員に相当する職員に対する第 3
条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の
区分に応じ、同条中「6 5 年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

9	第3条のす 例の間と 令第3期句 正する字 改ずる掲 年対に掲 4にに掲 和員欄に 令職左欄 ける右表 けす表の お相当の表 間に次回 の員、れ で職られ まるわそ 日げか、 1掲かは、 月号にの 3月2定 年3規あ 3年第と 13項「 和の第5 令第6 令和の前は「 から正て中 か改い条 1日つ3 月よに第 4に用、 年定適じ、 5規の応 和の定に 令第3分。
---	--

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
------------------------	-----

令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
-------------------------	-----

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

期第3年思年末年うの期初年齢なる
 任条0意きのきいのの年要す
 り36のべ度べとで度のが必認
 にの年齢務う年う」ま年員の確
 の年勤行き行員日が職他を
 法律前がびををを職末日該の思
 法の改）及認う認過の該当そ意
 のの改）供確行確経度当、容の
 他るじ提のをの日年（し内務
 のよ同の思認思未る度対の勤
 そにて報意確意「す年に置る
 員例い情のののて属る員措け
 職条お「務思務いのす職るお
 る正にて勤意勤お日属該すに
 れ改項いびのびに同が当関係
 さ年のお及務及項ら日、に以
 用4こに供勤供のかのて与日
 任和下項提び提こ日等い給翌
 に令以ののの及の下た動おびの
 的び。こ報供報（れ異に及日
 時及く。下情提情（さの）用同
 （臨員除（ののり員用員）任用
 員勤員度）情よ職探職度に
 職常職年う該等っ員当前さ
 間、非る前う動な職はの用と
 の員当すのと、異と該て度適
 分職相年度者員こはあ該後に
 當るにる年た職るてに当以後の
 は、れ員すきつたすつ員、日もと
 者用るのうな経に過合すすも
 権任げ日行で用を）経場達供る
 命て掲るを員採日。日るに提め
 任めにす認職に末く末あ年を努
 0を1にの度日度を間日6情よ

地方官与日
地務給翌
定警びの
特方及日
る地用同
す定任、
定特るに
規該れも
に当さと
項、用と
1て適る
第いにす。
2お後とる
のに以のす
条度日もと
6年するの
5前するも
第の達供る
法度に提め
察年年を努
警る0報う
、す6情よ
間の年齢な
のの年要す
分日が必認
当る官の確
、す務他を
は達警の思
長に方そ意
部年地容の
本0定内務
察6特の勤
警齡該置る
県年当掛け
本が、るお
熊官しすに
務封関後
1警にに以

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 26 年熊本県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第6項中「同項」を「同項前段」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を次のように改める。

(以時料級第該得
短給の例當て
員用準務条たし
職任基職県れ除
た再る本らで
れ前げす熊め間
さ年掲属年定時
用定にの7り務
採該項員成よ勤
より当の職(平に
には、員務(定す
規定は職勤例規定
規額月勤務間の規
定の料勤時する項
の給時間短す第3項
第1の短任に条第1
第5)任用再等第2条
第5)任用再等第2条
のう。任前休)を同
のう。任前休)を同
第2と年該問、間
第2)定當時い務
第2)定當時い務
は職員より勤
又勤務料にの例員
項勤給定の員条職
以1間の規則職務と
第4短さの項本務問額
の任用適第1「熊勤時
第2前に、下用て
第2)定當時い務
法定務のじ号前乗
0「勤額応3年数
1下間月に1定た

第5条の2を削る

同（この「第1項」）の額、中（その第1項）を当の第3機改中
に改め、同項に書
おめ、同項に書
に改め、同項に書
この「第1項」に以て
職た職員等が改職
に該号該職員及に該
次同勤務機員一當
のた、勤通機員一當
下出加の時、該
以算を者短中「當者
「」の用項をたの
中をてそ任4しそ
号「い」「再第4出
2者お前条以算、
第のにえ年同。「え
びそ項加定、「を加
及た次を「め、」を
号し及び」を改に者」
1出及て」に「のて
第算号い員」てそい
項「のお職員いたお
1中こに務職おした
第号「号勤該に出号
0第1に3間當算の
1項のび短をび中「こ
第3」及用」及号に

勤に
間定
時規
短の
用項
任第
再合
中「
項中
第5
同第
認め、
改め、
に削り、
は」を
員を
職）合
務場
勤む
を間含
の時号
は短合
合用場
場任第
再す6
中前用
項年適
1定て
第え、
条を替
第み改
3員読
1職に
第務

第15条の5第2項中「第15条の6」を「第15条の6第2項各号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条の6第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条の7第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」

に改める。
第15条の8の2第1項中「第7条の3」を「第5条第2項から第9項まで、第7条の3」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第2項中「取扱」を「取扱い」に改める。

附則に次の10項を加える。

1 2 月 1 日 当分の間の職員給料月額、は、当該職員が60歳に達しよう。後、おける最初の4に
適務号 00 用（の給料第4項及び第1項のうち、第5項を以て「第1項（当定日以後に当該職員が60歳に達しよう。後、おける最初の4に
給 00 給（の給料第4項及び第1項のうち、第5項を以て「第1項（当定日以後に当該職員が60歳に達しよう。後、おける最初の4に
と 00 給（の給料第4項及び第1項のうち、第5項を以て「第1項（当定日以後に当該職員が60歳に達しよう。後、おける最初の4に
円 00 給（の給料第4項及び第1項のうち、第5項を以て「第1項（当定日以後に当該職員が60歳に達しよう。後、おける最初の4に

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年熊本県条例第31号）第1条の規定による改正前の熊本県職員等の定年等に関する条例（昭和59年熊本県条例第2号）第3条第1号に掲げる職員に相当する職員

[illegible]

(4) 熊本市職員のうち、本条例第2条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第4条第1項において前項の規定が適用された職員を除く。）

[illegible]

合給とののの額務
のの額務
と給月職
額号料る
月の給す
料基礎属
給最基のる
るの「員す
けの中職と
受け中職と
受お項該
のに同当額
員級、り月
職のはよ料
る務てに給
れ職一定る
さるつ規け
給すにの受
支属用項の
料員の適1
料職定条該
給職定条該
該該規5当
該該第と
と当の第と
前「額
額より前、
額をのるは
料定給の料
給規おのの
るのにあ給
よ項合と号
に1場」の
に1場」の
定第の額高
規条え月最
空の5超料
項第を給け
前が額日お
額月定に
1計料特級

定職に就け。間給
特の表端こうの俸
ち、職給のはい分礎
う一般俸満ぎと当基
のた安んた額はか、
者い公〇じ月にほ
つてける生給)の。
な受定に数礎く月す
領とを規額端基除料給
員用該の「を給支
職適条(満て員るて
相りが6未職けし
よ員第額円おる受と
命該職)た0にめ料
任當該号得0項定員給
負日9じ上この職額を
以前律乗以下規定該額
當に律を円以会りす
定の法75。員よ当
現日年75。委に相
限のた2分のと事定に
項れ2分てと人規額
科1さ0捨の(規額
第昭0も員項の差
命(1切も職2と
の任用にをげる1額
4該法律に上げる1額
5当る月こりと則料
高5、す給は切と附給
最が関俸きにこ、日
察月与れた0ない後定
警料給らじ0し日と特
に給のめ生1達定額
版1日員定をを在特月

17 附則第15項の規定は、前項の規定の適用として、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。この場合において

適用期間第

異受よ当44

をに、1

の職料員及び給職及該項

の職員をの第

が前員をの第

に日を受え1

引、れ給の項

き附る料規

続則職月定

給第員額に

給1との準

料4のほじ

表項権かて

適規上必し

用定人事し

。す要委た

受るが員額

け職あ会を

職をる規給

員除認と料

(附)れる支

第でると給

1あ職こす

2つ員ろる。

項てにに。

の、はよ

規同、り

定項当、

の分附

適規の則

則給けま
附支受項
ののを前
外料員ら
以給職か
員該項
職當当4
るて、1
れし間第
大慮の則
考分附
支を當、
を情、り
給料事はよ
なる用いるに
上、任職こす
に、と給
定てれる支
出規つらめ
昇のあめ定
て前員と則料
半は職の規給
に又るあ会を
定項けが員額
6受要委た
1を必事し
第用上人出
の、適衡、算
項の權かて
第4定のほじ
の1規との準
次第の員額に
項職月定
附2る料規
1れ給の
第さるで

るの則す
定の附と
対規額の
に月計額
職員（料合
を給与）の
る含「給
れを、額と
さ場合は、
給場の料
を支える給
をするある
料用による
給用とする
る標準」に
9項規定お
てにお給料
第4中給項
2第6項第
前6第は第
結この第又
を条5の8
損項5の1
した61條
出第(第5
昇異項第1
準率1第5
定第15是
所規則とい
0第適用1
2第適第

7

21 附則第12項から前項までに定めるもののほか、附則第12項の規定による給料月額、附則第14項の規定による給料その他附則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

別表第4アの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第4イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

別表第4ウの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

(熊本県職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県職員の分限に関する条例(昭和26年熊本県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次条」を「以下この条、次条」に、「とする」を「並びに法第28条の2

第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されることをいう。）とするに改める。

第3条中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されていく職務を遂行することとなる」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「ときは」を「場合は」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（経過措置）

- 2 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）附則第12項若しくは熊本県立学校の職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）附則第14項に規定する措置又は給与に関する特例措置による降給とする。

- 3 第5条第2項の規定は、前項に規定する場合には、適用しない。この場合において、当該職員には、人事委員会規則の規定により、前項の措置又は給与に関する特例措置により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（熊本県職員の懲戒に関する条例の一部改正）

第4条 熊本県職員の懲戒に関する条例（昭和26年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、給料」を「の期間、その発令の日に受ける給料の額」に、「10分の1以下」を「10分の1以下に相当する額」に改め、同条に後段として次のように加える。

（熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正）

第5条 熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者」を削り、同条第2項中「含む。」の次に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「（1月間の日数（熊本県の休日を入れない。）が20日に満たない日数の場合には、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員等みなし日数」という。）」を加え、同項ただし書中「法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」に改め、同条第3項を削る。

第2条の3第2項中「第6条の4」を「第6条の5」に改める。

第2条の4中「第5条の2」を「第5条の3の2」に、「並びに第6条及び第6条の2」を「及び第6条から第6条の3まで」に、「第6条の3」を「第6条の4」に改める。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の4を第5条の5とし、第5条の3を第5条の4とする。

第5条の2中「前条第1項」を「第5条第1項」に、「10年」を「15年」に、「同項の規定の適用については、同項中「退職日給料月額」とあるのは、「退職日給料月額及び当該退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」を「同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び当該退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗

の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。そのうち最も遅い日の前日に現に退職
(1) その者が同一の理由により、前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職
手当の基本額に相当する額
(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じ
て得た額

- ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるもの
イ とした場合における退職手当の割合は、前3条の規定による退職日給料月額に対する割合
2 前項の「基礎となる退職手当の割合」とは、退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。そのうち最も遅い日の前日に現に退職
より、この期間のうち、次の各号に掲げる額の合計額とする。そのうち最も遅い日の前日に現に退職
日以前、この期間のうち、次の各号に掲げる額の合計額とする。そのうち最も遅い日の前日に現に退職
外、この期間のうち、次の各号に掲げる額の合計額とする。そのうち最も遅い日の前日に現に退職
し、この期間のうち、次の各号に掲げる額の合計額とする。そのうち最も遅い日の前日に現に退職
とがある場合に、この期間のうち、次の各号に掲げる額の合計額とする。そのうち最も遅い日の前日に現に退職
の規定により、この期間のうち、次の各号に掲げる額の合計額とする。そのうち最も遅い日の前日に現に退職
第12条第1項若しくは第14条第1項に規定する退職手当の割合は、退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。そのうち最も遅い日の前日に現に退職
手とすおける当該一般の退職手当の割合は、退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。そのうち最も遅い日の前日に現に退職
合における当該一般の退職手当の割合は、退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。そのうち最も遅い日の前日に現に退職
員等、第7条第5項に規定する退職手当の割合は、退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。そのうち最も遅い日の前日に現に退職
特定一般地方独立行政法人等職員と

- (1) 職員等としての引き続いた在職期間
(2) 第7条第5項第1号に規定する再就職等となつた者の同号に規定する職員等
(3) 第7条第5項第2号に規定する再就職等となつた者の同号に規定する職員等
(4) 第7条第5項第3号に規定する再就職等となつた者の同号に規定する職員等
(5) 第7条第5項第4号に規定する再就職等となつた者の同号に規定する職員等
(6) 第7条第5項第5号に規定する再就職等となつた者の同号に規定する職員等
(7) 第7条第5項第6号に規定する再就職等となつた者の同号に規定する職員等
(8) 第7条第5項第7号に規定する再就職等となつた者の同号に規定する職員等
(9) 第7条第6項に規定する再就職等となつた者の同号に規定する職員等
(10) 第8条第1項に規定する再就職等となつた者の同項に規定する特定一般地方
(11) 第8条第2項に規定する再就職等となつた者の同項に規定する特定一般地方
(12) 第8条第3項第1号に規定する再就職等となつた者の同号に規定する先の特
(13) 第8条第3項第2号に規定する再就職等となつた者の同号に規定する先の特
(14) 第8条第3項第3号に規定する再就職等となつた者の同号に規定する先の特
(15) 第8条第3項第4号に規定する再就職等となつた者の同号に規定する先の特
(16) 第8条第3項第5号に規定する再就職等となつた者の同号に規定する先の特
(17) 第8条第3項第6号に規定する再就職等となつた者の同号に規定する先の特

職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
 (18) 第8条第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして知事が別に定める在職期間

第6条の4第1項中「、第5条」の次に「、第5条の2（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条を第6条の5とする。

第6条の3第1項中「、その者の基礎在職期間」の次に「（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）」を加え、「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「（前項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）」を削り、「前項第2号」を「第5条の2第2項第2号」に、「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げ、同条を第6条の4とする。

第6条の2中「第5条の2に」を「第5条の3に」に、「前条」を「前2条」に、「同条中「第3条から第5条まで」とあるのは「第5条の2の規定により読み替えて適用する第5条」と、「退職日給料月額」とあるのは「退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」と、「これらの」とあるのは「第5条の2の規定により読み替えて適用する第5条の」を「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び当該退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2	第5条の2第1項（	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項（
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額（第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。））。次号において同じ。）	特定減額前給料月額（第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。））。以下この号及び次号において同じ。）及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定

		められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

第6条の2を第6条の3とする。

第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 第5条の2第1項(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イ(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。)に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第10条第2項中「職員等について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)」を「勤務日数」に、「18日」を「職員等みなし日数」に改め、同条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後に」、「」とするを「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員等その他これに準ずるものとして規則で定める職員等が規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあっては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあっては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあっては」を「には」に改める。

第20条中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

附則第1項中「因る」を「よる」に改める。

附則第29項中「第5条の2」を「第5条の3の2まで及び附則第41項から第47項」に、「第6条の4第1項」を「第6条の5第1項」に改める。

附則第30項中「同項」の次に「又は第5条の2(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。))及び附則第44項」を加える。

附則第31項中「第5条」の次に「又は附則第42項」を加える。

附則第34項本文中「附則第11条」を「附則第13条」に改める。

附則第38項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

- 附則に次の8項を加える。
- 4 0 特定（第5条の3の2）に規定する職員の給与に、前項の規定による減額を適用するものとする。
- 4 1 当分の間、第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年退職日の属する年の前年の3月31日」とあるのは、「定年（附則第43項各号に定める年）に達する日の属する年の前年の3月31日」とする。
- 4 2 歳に達した日以後最初の3月31日の属する年の前年の3月31日」とあるのは、「定年（附則第43項各号に定める年）に達する日の属する年の前年の3月31日」とする。
- 4 3 前2項の規定は、次に掲げる職員等が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- (1) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年熊本県条例第31号）第1条の規定による改正前の熊本県職員等に相当する職員等
- (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員等に類する職員等として規則で定める職員等
- 4 4 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）附則第12項、熊本県立学校職員給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）附則第14項及び熊本県市町村立学校職員給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号）附則第9項の規定による職員等の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 4 5 当分の間、第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年退職日の属する年の前年の3月31日」とあるのは、「定年（附則第43項各号に定める年）に達する日の属する年の前年の3月31日」とする。
- 4 6 当分の間、第5条第1項（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものを除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「15年」とあるのは、「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第43項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第43項第1号に掲げる職員	65歳
附則第43項第2号に掲げる職員	規則で定める年齢

- 4 7 当分の間、次の各号のいずれかに掲げる者であって前項の表の左欄に掲げる者（附則第43項第1号に掲げる職員を除く。）が同表の右欄に掲げる年齢に達する日の属する年の前年の3月31日の属する年の前年の4月1日から定年退職日の属する年の前年の3月31日までの間に退職したときにおける第5条の3及び第6条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表、第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3」とあるのは、「100分の2を退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
- (1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの
- (2) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- （熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

- 第6条 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。
- 第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。
- 第6条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第6項中「同項」を「同項前段」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を次のように改める。
- 10 法定年前提任用短時間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）の給料月額には、当該定年前提任用短時間勤務職員の属する職務の級第1号に規定する額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号）以下「勤務時間勤務条例」という。）第2条第3項の規定により勤務時間で除した数を乗じて得た額とする。
- 第6条の2を削る。
- 第11条第1項第1号及び第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第3項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下の次に「この号及び次項において」を加え、同条第2号中「その再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3号中「その再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「交通機関等（以下」を「交通機関等（第1号及び次項において」に改め、同条第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同条第1号の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。
- 第16条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。
- 第17条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。
- 第17条の2第2項中「再任用職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。
- 第18条中「第8条の3」を「第6条第2項から第9項まで、第8条の3」に、「再任用職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。
- 附則第9項中「給与取扱」を「給与の取扱い」に改める。
- 附則に次の8項を加える。
- 14 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第16項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員に適用される職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける給料に当たってはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年熊本県条例第31号）第1条の規定による改正前の熊本県職員等の定年等に関する条例（昭和59年熊本県条例第2号）第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
- (3) 熊本県職員等の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条第6条各号に掲げる職を占める職員
- (4) 熊本県職員等の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 16 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第18項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員に規定する職員に適用される給料月額に、当該基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。）とする。
- 17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員に適用する職務の級における最高の号給料月額を超え、特定日給料月額とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の

- 級における最高の日か給の給料月額と当該職員が受ける給料月額とする。第14項の規定の適用を受ける給料月額を認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額を算出する。第16項及び第17条の4第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 18 異動の最高の日か給の給料月額と当該職員が受ける給料月額とする。第14項の規定の適用を受ける給料月額を認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額を算出する。第16項及び第17条の4第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 19 附則第16項又は前項の規定による給料月額と当該職員の受ける給料月額を算出する。第14項の規定の適用を受ける給料月額を認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額を算出する。第16項及び第17条の4第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 20 附則第16項又は前項の規定による給料月額と当該職員の受ける給料月額を算出する。第14項の規定の適用を受ける給料月額を認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額を算出する。第16項及び第17条の4第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 21 附則第14項から前項までに定めるもののほか、附則第14項の規定による給料月額、附則第16項の規定による給料その他附則第14項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
定年前再任用短時間 勤務職員	円	円	円	円	円
	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

- (熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)
- 第7条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。
- 第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。
- 第6条第3項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第6項中「同項」を「同項前段」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を次のように改める。
- 1 下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 第6条の2を削る。
- 第16条の2第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
- 附則第8項中「取扱」を「取扱い」に改める。
- 附則に次の7項を加える。
- 9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第11項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年熊本県条例第31号)第1条の規定による改正前の熊本県職員等の定年等に関する条例(昭和59年熊本県条例第2号)第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
- (3) 熊本県職員等の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員
- (4) 熊本県職員等の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 11 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該

他の職への降任等を引き続き同一の給料を受け、50円未満の端数を生じたときは、当該職員の受ける給料月額と、当該職員の受ける給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定による前項の給料月額と当該職員の受ける給料月額との合計額を超過する場合におけるのは、「第6条第1項の規定による前項の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要が認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額を前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要が認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
定年前再任用短 時間勤務職員	円 225,200	円 271,100	円 298,100	円 324,400	円 405,200

（熊本県警察職員の懲戒に関する条例の一部改正）

第8条 熊本県警察職員の懲戒に関する条例（昭和29年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中「給料」を「の期間、その発令の日に受ける給料の額」に、「5分の1以下」を「5分の1以下に相当する額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の5分の1に相当する額を超過するときは、当該額を減ずるものとする。

（熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第9条 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（熊本県熊本市の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第10条 熊本県熊本市の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第25条の20中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

5 給与条例附則第14項、第16項、第18項又は第19項の規定による給料を支給される職員に対する第25条の14第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第14項、第16項、第18項又は第19項の規定による給料の額との合計額」とする。

（熊本県報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第11条 熊本県報酬及び費用弁償条例（昭和32年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第12条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年熊本県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第16条の見出し中「再任用職員等」を「特定の職員」に改め、同条中「第28条の4第1項若しくは第28条の6第1項の規定により採用された職員又は法第28条の5

- 第1項」を「第22条の4第1項」に改める。
(熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)
第13条 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和37年熊本県条例第73号)の一部を次のように改正する。
附則第5項中「新条例第2条第2項」を「熊本県職員等退職手当支給条例第2条第2項」に、「、新条例」を「、同条例」に、「新条例第3条」を「同条例第3条」に改める。
附則第7項中「新条例」を「熊本県職員等退職手当支給条例」に改める。
(熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
第14条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。
第19条の3第1項中「第28条の4第1項若しくは第28条の6第1項の規定により採用された職員又は同法第28条の5第1項の」を「第22条の4第1項に」に改める。
附則に次の1項を加える。
6 当分の間、職員(管理者が定める職員を除く。)の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、管理者が定める額とする。
(熊本県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)
第15条 熊本県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和46年熊本県条例第4号)の一部を次のように改正する。
第1条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に改める。
(熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)
第16条 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年熊本県条例第81号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。
附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。
(経過措置)
2 県立学校給与条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料を支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と県立学校給与条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料の額との合計額」とする。
3 市町村立学校給与条例附則第11項、第13項又は第14項の規定による給料を支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と市町村立学校給与条例附則第11項、第13項又は第14項の規定による給料の額との合計額」とする。
(熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)
第17条 熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例(昭和48年熊本県条例第39号)の一部を次のように改正する。
附則第5項中「第5条まで」の次に「又は附則第41項若しくは第42項」を加え、「第5条の2」を「第5条の3の2まで及び附則第41項から第47項」に改める。
附則第6項中「同項」の次に「又は同条例第5条の3の2において読み替へて準用する場合を含む。」及び附則第44項を加える。
附則第7項中「第5条」の次に「又は附則第42項」を加える。
附則第8項中「、新条例」を「、熊本県職員等退職手当支給条例」に、「第5条の2」を「第5条の3の2」に、「第6条の4」を「第6条の5」に、「新条例及び」を「熊本県職員等退職手当支給条例及び」に改める。
附則第14項中「対する新条例」を「対する熊本県職員等退職手当支給条例」に、「第6条の4の」を「第6条の5の」に、「、新条例第2条の4から第5条の2まで及び第6条の4の」を「第6条の5の」に、「同条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第6条の4の」を「第6条の5の」に改め、同項第1号中「新条例」を「熊本県職員等退職手当支給条例」に、「第5条の2」を「第5条の3の2」に、「第6条の4」を「第6条の5」に改める。
(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正)
第18条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例(昭和63年熊本県条例第6号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項第5号中「第2条第2項各号のいずれかに」を「第28条第2項各号のいずれかに」に改め、同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。
(5) 熊本県職員等の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員
第6条第2項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。
(熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第19条 熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 熊本県職員等の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。第10条第4号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員

(5) 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年熊本県条例第1号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

第9条第1項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

第10条に次の1号を加える。

(4) 熊本県職員等の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第15条の表第5条第10項の項を削り、同表第10条第3項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第5項の項を削り、同表第13条第6項の項中「育児休業条例」を「熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号）」に改める。

第16条の表第6条第10項の項を削り、同表第11条第3項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の表第6条第10項の項を削る。

第23条第1項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

第25条の表第10条第3項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第5項の項を削り、同表第13条第6項の項中「育児休業条例」を「熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号）」に改め、同表第15条の7第1項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第15条の8の2第1項の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条の表第11条第3項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第18条の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第29条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第20条 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部改正）

第21条 公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（平成13年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 熊本県職員等の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第7条第1項及び第2項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

第11条第1号中「（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 熊本県職員等の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

（熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第22条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年熊本県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項及び第9条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第23条 熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年熊本県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 第24条 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。
- 附則第2条第1項中「第2条の4から第5条の2の2」に、「第6条の4」を「第6条の5」に改める。
- 附則第4条中「新条例第6条の3」を「熊本県職員等退職手当支給条例第6条の4」に改める。
- （熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部改正）
- 第25条 熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年熊本県条例第67号）の一部を次のように改正する。
- 第11条第1項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。
- （熊本県職員等の修学部分休業に関する条例の一部改正）
- 第26条 熊本県職員等の修学部分休業に関する条例（平成19年熊本県条例第68号）の一部を次のように改正する。
- 第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
- （熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）
- 第27条 熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成19年熊本県条例第69号）の一部を次のように改正する。
- 第2条第2項中「本文」及び「（同条ただし書の規定の適用を受ける職員にあっては、同条ただし書各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める年齢）」を削る。
- 第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
- （熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正）
- 第28条 熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成19年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。
- 第4条第2号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。
- （熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）
- 第29条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号）の一部を次のように改正する。
- 第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。
- 第28条第1項中「第28条の4第1項若しくは第28条の6第1項の規定により採用された職員又は同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。
- 附則に次の1項を加える。
- 4 当分の間、職員（管理者が定める職員を除く。）の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、管理者が定める額とする。
- （熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例の一部改正）
- 第30条 熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年熊本県条例第50号）の一部を次のように改正する。
- 第11条第1項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。
- （熊本県職員の退職管理に関する条例の一部改正）
- 第31条 熊本県職員の退職管理に関する条例（平成28年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。
- 第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。
- （熊本県職員等の再任用に関する条例の廃止）
- 第32条 熊本県職員等の再任用に関する条例（平成12年熊本県条例第76号）は、廃止する。
- 附 則
- （施行期日）
- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条中熊本県職員等退職手当支給条例第2条第2項本文、第10条並びに附則第34項及び第38項の改正規定並びに第13条及び附則第11条の規定は、公布の日から施行する。
- （熊本県職員等定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）
- 第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第1条の規定による改正前の熊本県職員等の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において「旧条例勤務延長職員」が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の熊本県職員等の定年等に関する条例（以下この条から附則第10条までにおいて「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げることとされる範囲内では、人事委員会を以て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をい

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第32号

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成11年12月22日）の2中「附則第4条第1項」を次のように改正する。

改め、同項第598号の2の2の2中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第33号

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（平成7年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、客席」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第34号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第85条第3項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改め、同条第10項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第35号

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年熊本県条例第82号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

第7条第4項第3号及び第73条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第36号

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部

を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第37号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例をここに公布する。

令和4年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第38号

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例

（設置）

第1条 平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）による災害から得られた教訓等を伝承し、県民及び来訪者の防災意識の醸成を図るとともに、熊本の魅力の発信並びに県民及び来訪者の交流の促進を図るため、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設（以下「中核拠点施設」という。）を設置する。

2 中核拠点施設に、体験・展示施設を置く。

（位置）

第2条 中核拠点施設は、阿蘇郡南阿蘇村に置く。

2 中核拠点施設の区域は、知事が告示をもって定める。

（業務）

第3条 中核拠点施設は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 熊本地震に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。

(2) 熊本地震に関する学習活動の場を提供すること。

(3) 中核拠点施設にある震災遺構（地表地震断層及び被災した建築物等をいう。）を管理し、及び展示するとともに、当該震災遺構の解説をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な業務を行うこと。

（休館日）

第4条 中核拠点施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定により休日とされる日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日以後の休日以外の最初の日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に該当する日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

（開館時間）

第5条 中核拠点施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

（観覧料）

第6条 体験・展示施設が平常的に展示する資料を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納めなければならない。

2 前項の観覧料（以下「観覧料」という。）は、前納とする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の観覧料は、返還しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（入場の制限等）

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) 中核拠点施設における公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者

(3) 中核拠点施設の施設又は設備を毀損し、若しくは滅失し、又はそれらのおそれがあると認められる者

(4) この条例又は中核拠点施設の施設若しくは設備の管理の業務に従事する者の指示に違反した者

(5) その他中核拠点施設の管理上支障があると認められる者

（使用の許可）

第8条 中核拠点施設の施設及び設備のうち、別表第2に掲げるものを独占して使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。
(使用の許可の基準)

第9条 知事は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないことができる。

(1) 中核拠点施設における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 中核拠点施設の施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。

(4) その他使用させることが中核拠点施設の管理上支障があると認められるとき。
(許可の取消し等)

第10条 知事は、第8条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は管理上支障があると認めるときは、第8条第1項の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第8条第2項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

(使用料)

第11条 使用者は、別表第2に定める額を使用料として納めなければならない。

2 前項の使用料（以下「使用料」という。）は、前納とする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(観覧料等の減免)

第12条 知事は、次に掲げる者が観覧するときは、観覧料の全部を免除することができる。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）

(2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 知事は、次に掲げる者の介護のために現に同伴する者（その者が2人以上いるときは、1人に限る。）が観覧するときは、観覧料の全部を免除することができる。

(1) 前項第1号に掲げる者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの（以下この号において「重度身障者」という。）又は次の表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が重度身障者に準ずると知事が認めるもの

障害の区分			障害の級別
視覚障害			1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害			2級及び3級
肢体不自由	上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
	下肢不自由		1級、2級及び3級の1
	体幹不自由		1級から3級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
		移動機能障害	1級から3級までの各級（1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
内部障害	心臓機能障害		1級、3級及び4級
	じん臓機能障害		1級、3級及び4級
	呼吸器機能障害		1級、3級及び4級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
	小腸機能障害		1級、3級及び4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から4級までの各級
	肝臓機能障害		1級から4級までの各級

(2) 前項第2号に掲げる者のうち、同号の療育手帳の障害の程度の記載欄に、重度であることを表示として「A」と記載されたもの

(3) 前項第3号に掲げる者のうち、同号の精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精

- 神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されているもの
- 3 前2項に規定する場合のほか、知事は、特別の事情があると認めるときは、観覧料又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者による管理）

- 第13条 中核拠点施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、中核拠点施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

- 3 第1項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第7条から第10条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

- 4 第1項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が中核拠点施設の管理を行うこととされた期間前にされた第8条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

- 5 第1項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が中核拠点施設の管理を行うこととされた期間前に第8条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

- 第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) 第8条第1項の許可に関する業務
- (3) 中核拠点施設の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が中核拠点施設の管理上必要と認める業務

（利用料金）

- 第15条 第6条第1項及び第11条第1項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に中核拠点施設の施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。

- 3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

（原状回復義務）

- 第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった中核拠点施設の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償）

- 第17条 故意又は過失により中核拠点施設の施設又は設備を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

（雑則）

- 第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

- 2 中核拠点施設に係る指定管理者の候補者の選定その他の指定管理者の指定の手続に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第6条、第15条関係）

区分	単位	金額
一般人	1人1回につき	500円
県外中・高校生	1人1回につき	400円
県外小学生	1人1回につき	300円

備考

- 1 「一般人」とは、満15歳以上の者であつて、中学校及び高等学校に在学する者並びにこれに準ずる者以外のものをいう。

- 2 「県外中・高校生」とは、県外に住所を有する者であつて、県外に所在する中学

校若しくは高等学校に在学するもの又はこれに準ずるものをいう。

- 3 「県外小学生」とは、県外に住所を有する者であつて、県外に所在する小学校に在学するもの又はこれに準ずるものをいう。

別表第2(第8条、第11条、第15条関係)

区分	単位	金額
芝生広場	1平方メートル当たり1時間につき	3円

備考

- 面積が1平方メートルに満たない場合又は面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、その満たない面積又はその端数の面積を1平方メートルとして計算する。
- 使用する時間が1時間に満たない場合又は使用する時間に1時間未満の端数がある場合は、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。
- 午前9時から午後5時までの時間の前又は後の時間における施設の使用に係る使用料の額は、規則で定める。

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例をここに公布する。

令和4年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第39号

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例

(目的)

- 第1条 この条例は、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的な事項を定めることにより、公契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図り、もって県及び事業者等が相互に協力し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払をすべきものをいう。
- (2) 事業者 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (3) 事業者等 事業者及び下請、再委託、その他いかなる名義によるかを問わず、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。

(基本理念)

- 第3条 公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、談合その他の不正行為が排除されたものでなければならない。

- 2 公契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関係すること等を踏まえ、そのサービスをより質の高いものとするため、経済性に配慮した上で、契約の性質又は目的に応じ、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図り、価格以外の多様な要素も考慮するなどの総合的に優れた内容とするものとする。
- 3 公契約は、誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備及び活力ある地域経済の振興に資するものとするため、公契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置を講じられた内容でなければならないものとし、その性質又は目的に応じ、その締結に当たって、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注の機会の確保が図られたものとする。次に掲げる取組が勘案された内容とするものとする。

- (1) 事業者による雇用環境の整備及び多様な人材が活躍する社会の実現に資する取組
- (2) 事業者による県産品の利用の促進その他の活力ある地域経済の振興に資する取組

- 4 公契約は、その性質又は目的に応じ、事業者が行う環境に配慮した事業活動その他の持続可能な社会の実現に資する取組が勘案された内容とするものとする。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進する責務を有する。

(事業者等の責務)

- 第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に関わる者として社会的な責任を有していることを踏まえ、締結した公契約について、法令を遵守するとともに、公契約を適正に履行しなければならない。

- 2 事業者等は、県が実施する公契約に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者等との協力)

- 第6条 県及び事業者等は、相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進するよう努めるものとする。

(取組方針)

- 第7条 県は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、県が取り組むべき方針(以下「取組方針」という。)を定めるものとする。

- 2 取組方針には、基本理念を踏まえた公契約に係る取組の総合的かつ効果的な推進に関する必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取)

第8条 知事は、この条例の適切な運用を図るため、取組方針その他の重要事項について、学識経験者及び関係団体の意見を聴くものとする。

(指定管理者制度における取扱い)

第9条 県は、公の施設の管理を指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に準じた取扱いを行うものとする。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 第7条第1項の規定による取組方針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項、同条第2項及び第8条の規定の例により行うことができる。